

「未来環境アクション・プロジェクト実施業務」に係る企画提案についての質問回答

No	項目	質問内容	回答	回答日
1	仕様書：P 2 4 (1) ア 大学生 等向け	仕様書における「大学生向けプログラム」について、【衣料、食品、流通その他各業界等における環境に関する社会課題（以下「社会課題」という。）について企業等と協働し、、、】との記載があるが、提案に際して、企業さまをご紹介いただくことは可能でしょうか。	当課から個別企業の紹介を行うことはできませんが、山口県が運営するぶちエコアプリの「ぶちエコ応援企業」又は「エコスポットとして登録されている企業」で、当該企業から了解が得られた場合のみ、担当者の連絡先等をお知らせすることは可能です。 希望する企業の社名を当課メールアドレス宛に御連絡下さい。	4月3日
2	応募要項：P 4 9 その他	”（6）委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に山口県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。”と、記載があるが、提案時に実施体制の図の中で、第三者を含んだ体制として提案し、そのものに企画やイベントの実施をすること、または講座等を監修実施する可能性のある専門家や団体への支払いもNGとなるのか確認したい。また、再委託者への支払い金額などの上限などはありますか。	応募要項の本記載は、委託業務の一部を第三者に再委託し、受託者の責任や主体性が損なわれることを防ぐ趣旨であることを踏まえ、以下のとおり回答します。 ・提案時に実施体制の図の中で、第三者を含んだ体制として提案することを妨げるものではありません。 ・第三者に企画やイベントの実施をさせることは、委託業務の性質上特に山口県がやむを得ないと認めたときにのみ可能です。 ・専門家や団体への支払いは、委託業務の範囲内であれば、可能です。 ・また、再委託者への支払い金額に係る規定等は設けていません。 ・なお、委託業務の全部を第三者に再委託することは認められません。	4月6日